

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物処理業や処理施設の許可、迅速な行政処分の実施や行政指導・監視等を行っていくためには、都道府県等相互間の情報交換を速やかに行えることが必須であり、その活用基盤として現在、産業廃棄物行政情報システムが運用されているところである。

廃棄物の構造改革が未だ途上にある中、厳正迅速な行政対応をさらに進めていくためには、処理業許可業者情報及び悪質な処理業者を産業廃棄物処理業界から早期に排除するための行政処分情報の一層の充実を図る必要がある。このため、産業廃棄物行政情報システムの大規模な改修等を行う。

2. 事業計画

(1) 産業廃棄物行政情報システムの改修

産業廃棄物処理業者情報の充実

- ・ 産業廃棄物処理業許可等申請、届出時において添付される書類（法人登記簿謄本、住民票の写し、許可書の写し等）を画像データ化して追加する。
- ・ 役員、収集運搬車両ナンバー等の情報項目を追加する。

迅速な行政処分の実施

行政処分の理由、詳細な行政処分内容等の情報項目を追加する。

(2) 産業廃棄物行政情報システムのメンテナンス

3. 施策の効果

当該システムを利用した効率的な情報収集を行うことにより、国及び都道府県等における事務の効率化が図られるとともに、許可申請等における申請者の負担及び各自治体職員の事務負担軽減が進む。

情報共有化された基盤資料を効果的に各自治体において運用することにより、迅速な許認可事務が可能となる。

産業廃棄物の不適正処理に対する迅速かつ的確な行政処分を可能とすることにより、悪質業者を産業廃棄物処理業界から早期に排除することが可能となる。